

防研総第287号  
24. 3. 14

統括研究官  
各部長  
戦史研究センター長  
図書館長  
殿

防衛研究所長

防衛研究所研究職職員採用選考委員会の設置について（通達）

標記について、防衛研究所における研究職職員の選考による採用を実施するに当たり、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第42条及び事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令に基づき選考採用する場合の防衛大臣が指定する機関及び別に定める官職等について（通知）（官秘第2787号。24. 3. 7）並びに事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条（第2項第3号及び第3項第3号を除く。）に掲げる官職への選考採用について（通知）（防官秘第7887号。26. 5. 30）の規定に基づき、防衛研究所研究職職員採用選考委員会を別添により設置することとしたので通達する。

なお、これに伴い、防衛研究所研究職職員採用選考委員会の設置規定について（通達）（防研発総第104号。12. 3. 21）は廃止する。

添付書類：防衛研究所研究職職員採用選考委員会設置要綱

## 防衛研究所研究職職員採用選考委員会設置要綱

### (設置)

- 第1条 防衛研究所における研究職職員の選考による採用を実施するため、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）（以下「訓令」という。）第42条、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令に基づき選考採用する場合の防衛大臣が指定する機関及び別に定める官職等について（通知）（官秘第2787号。24.3.7）及び事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条（第2項第3号及び第3項第3号を除く。）に掲げる官職への選考採用について（通知）（防官秘第7887号。26.5.30）に基づき、防衛研究所研究職職員採用選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 2 前項の規定は、訓令第40条第1項の規定に基づく国家公務員採用試験等に準ずる選考を実施する場合に準用する。

### (任務)

- 第2条 選考委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 選考採用計画に関すること。
  - (2) 選考採用候補者の決定に関すること。

### (構成)

- 第3条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、所長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副所長をもって充てる。
  - 4 委員は、大臣官房長の指名する者1名（研究職3級以上への選考の場合に限る。）、研究官研究幹事、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）、特別研究官（政策シミュレーション担当）、企画部総務課長及び委員長の指名する者をもって充てる。

### (運営)

- 第4条 委員長は、選考委員会を開催し、会務を掌理する。

### (関係者の協力等)

- 第5条 委員長は、必要があると認める場合は、関係者の出席及び資料の提出を求めることができる。

### (採用試験部会)

- 第6条 選考委員会には、試験区分ごとに採用試験部会を置く。

- 2 部会長は、企画部総務課長をもって充てる。
- 3 部会員は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要に応じ採用試験部会を招集し、次に掲げる事項について審議し、結果を選考委員会に報告するものとする。
  - (1) 筆記試験に関すること。
  - (2) 研究論文審査に関すること。
  - (3) 面接及び口述試験に関すること。
  - (4) その他採用試験に関すること。

(事務局)

第7条 選考委員会及び採用試験部会の庶務を処理するため、事務局を企画部総務課に置く。